

別添1

令和7年度（2025年度） 市町村へのデジタル人材派遣等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

令和7年度（2025年度）市町村へのデジタル人材派遣等業務委託

2 プロポーザルの理由

市町村へのデジタル人材派遣等業務の事業効果を最大限に高めるため、受託者が有する業務遂行能力や高い専門知識等を活用する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

3 委託業務の概要

(1) 内容

別添2「令和7年度（2025年度）市町村へのデジタル人材派遣等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

(3) 委託限度額

15,860千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は、提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

4 スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和7年（2025年）3月24日（月）
(2) 質問期限	令和7年（2025年）3月31日（月）正午必着
(3) 質問回答	令和7年（2025年）4月2日（水）予定
(4) 参加表明期限	令和7年（2025年）4月8日（火）正午必着
(5) 企画提案書の提出期限	令和7年（2025年）4月14日（月）正午必着
(6) 最終審査（プレゼンテーション）	令和7年（2025年）4月17日（木）予定
(7) 最終審査結果通知	令和7年（2025年）4月17日（木）予定
(8) 契約	令和7年（2025年）5月上旬予定

5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生
手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をさ
れた者

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者

(3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

(4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及び
ウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7
7号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目
的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 応募手続き

(1) 質問

実施要領や仕様書等について疑義がある場合、下記の URL（電子申請システム）
から提出すること。

URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/861475>

① 提出期限

令和7年（2025年）3月31日（月）正午必着

※提出後は必ず電話で確認すること。

② 質問への回答

回答は随時電子メールで行う。

なお、回答内容は熊本県のホームページで公開する場合がある。

（令和7年（2025年）4月2日（水）予定）

(2) 参加表明

下記の URL（電子申請システム）から表明すること。

URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/861440>

① 要添付書類

ア 会社概要の分かるパンフレット等

イ 登記事項証明書（個人事業主の場合は本籍地の市町村からの身分証明書）

1部

※写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書

ウ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書 ※写し可

エ 国税及び都道府県税の滞納がないことの証明書

※写し可、提出日前3か月以内に発行された証明書

- (ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - (イ) 都道府県税に未納がないことの証明書
 - ・ 熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書
 - ・ 熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書（「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書）
- ※(ア)(イ)それぞれを提出すること。

(補足)

令和6年度（2024年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記イからエまでの書類を省略可能。

なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、参加表明の提出者は代表となる構成員が担うものとし、参加表明フォーム Q3 に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記イからエまでの書類については、※印の扱いに準拠する。

② 提出期限

令和7年（2025年）4月8日（火）正午必着

(3) 提案書

下記の URL（電子申請システム）から提出すること。

URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/861345>

① 提出書類

ア 提案書（A4横）（15ページ程度）

以下(ア)～(オ)の項目について、実際の事業をイメージできるよう画像や図表等も用いて提案すること。

- (ア) 会社アピール
- (イ) 応募背景
- (ウ) 仕様書に沿った提案

2. 1 情報システム標準化に係る支援

- ・ 業務実施体制（人員や県との連携体制など）
デジタル人材の氏名、経歴、所有資格についても記載すること。
また、本委託業務の目的に資する連携（再委託）先があれば記載すること。
- ・ 本支援と類似した業務実績
- ・ 具体的な支援内容及びスケジュール

2. 2 BPRに係る支援

- ・ 業務実施体制（人員や県との連携体制など）
デジタル人材の氏名、経歴、所有資格についても記載すること。
また、本委託業務の目的に資する連携（再委託）先があれば記載すること。

- ・ 本支援と類似した業務実績
- ・ B P R 対象作業の抽出方法
- ・ 具体的な支援内容及びスケジュール
県が主催するD X研修との関係を意識すること。

2. 3 個別相談対応

- ・ 業務実施体制（人員や県との連携体制など）
デジタル人材の氏名、経歴、所有資格についても記載すること。
また、本委託業務の目的に資する連携（再委託）先があれば記載すること。
- ・ 本支援と類似の業務実績
- ・ 利用が低調な場合に、市町村の相談を引き出すための工夫

※2. 1～2. 3の提案に重複がある場合はまとめて記載しても差し支えない。

(エ) 本委託業務全体のスケジュール

(オ) 参考見積額

- ・ 業務項目ごとの内訳が分かる見積額を示すこと。

イ 事業者の取組に関する申出書（様式第1号）

※別表「審査基準表」⑤に記載の「評価項目・申出内容」に該当がない場合、提出不要。

② 提出期限

令和7年（2025年）4月14日（月）正午必着

7 受託者の選定方法

以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を行い、最も高く評価された提案者を受託候補者として選定する。

日時や場所の詳細については、提案書記載の連絡先に電子メールで通知する。

ア 日時 令和7年（2025年）4月17日（木）予定

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度の合計30分程度

イ 場所 熊本県庁内会議室（オンラインでの実施も可）

ウ 審査基準

別表「審査基準表」のとおり。

各審査員の評価点の合計と加点項目を合算した点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が採用基準点（50点）に満たない場合は、採用しない。

8 契約

(1) 契約

審査会で受託候補者として選定された者と県との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は受託候補者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除できる。

9 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

http://cms.pref.kumamoto.jp/soshiki/detail.php?lif_id=228662

10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年9月27日条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 審査で最高位の評価を受けた者であっても、参加資格を満たしていない場合は、契約締結しないこととする。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (12) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、下記のURL（電子申請システム）から届出すること。

URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/861512>

11 問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル戦略局

デジタル戦略推進課 地域デジタル化推進班 藤田、古閑

TEL：096-333-2145

E-Mail：fujita-m-dk@pref.kumamoto.lg.jp

審査基準表

	評価項目	主な審査・評価内容	配点
①	提案書全般 (5点)	・本業務の目的及び内容を理解した提案となっているか。	5
②	支援内容 (7.5点)	【情報システム標準化に係る支援】 ・業務を確実に遂行できる体制になっているか。 ・業務フローの見直しを始め、標準化に関する幅広い相談に対応できる知見やノウハウを有しているか。 ・支援内容について、令和7年度に標準化対応ができるための効果的なものになっているか。	4.5
		【BPRに係る支援】 ・業務を確実に遂行できる体制になっているか。 ・BPRに関する支援に必要な知見やノウハウを有しているか。 ・BPR対象作業の抽出の手順等が明確になっているか。 ・支援内容について、BPRを達成できる効果的なものになっているか。	2.0
		【個別相談対応】 ・業務を確実に遂行できる体制になっているか。 ・DXに係る幅広い相談に対応できる知見やノウハウを有しているか。 ・利用が低調な場合の工夫について、市町村の相談を引き出すための効果的なものになっているか。	1.0
③	スケジュール (10点)	・業務を履行できる確実なスケジュールになっているか。 ・県と協議する時間等が十分に確保されているか。	10
④	参考見積額 (5点)	・内容に見合った適切な見積額となっているか。	5
⑤	事業者の取組 (公告日現在) (5点)	・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	2
		・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	1
		・省エネルギー、エネルギーシフト等を推進するため、申出書記載の取組を1以上実施しているか。	1
		・熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1
			100

※⑤事業者の取組は「(様式1) 事業者の取組に関する申出書」の評価項目を基に評価する。